

令和4年度第1回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年4月15日(金)
午前9時30分 ～ 午前10時24分
場 所 菊川ふれあい会館 2階中・小ホール

会議構成員及び現在総数

会 議 構 成 員 18 名
現 在 数 17 名
出 席 総 数 17 名
欠 席 総 数 0 名

議番	氏 名	出欠
1	阪田 実	出席
2	新久保 克己	出席
3	欠 番	—
4	藤野 俊孝	出席
5	田崎 育子	出席
6	岡本 住子	出席
7	下田 敏純	出席
8	加藤 ソメ	出席
9	石田 安男	出席
10	田上 光義	出席
11	河本 隆一	出席
12	坂田 謙祐	出席
13	伊田 喜弘	出席
14	山田 正信	出席
15	藤本 康洋	出席
16	金田 豊和	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	出席

本会議に出席した事務局職員

事務局長外5名

傍聴人なし

令和4年度第1回総会

(開始時刻9時30分)

事務局（小山事務局長）

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数17名のうち、本日出席の委員は17名、欠席者はございません。

したがって、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づき、本日の総会が、「成立いたしますこと」をご報告申し上げます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして、そののち、「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条」の規定に基づき、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、どうぞよろしく願いいたします。

議長（山田会長）

（会長挨拶）

先ほど、事務局から報告がありましたように出席委員が過半数を超えています。本日の総会は、成立いたしますので、「令和4年度第1回定例総会の開会」を宣告します。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第19条第3項の規定に基づきまして私のほか2名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号17番 岩本憲慈委員と、議席番号18番 有田孝義委員のご両名を指名させていただきます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。日程第1「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

なお、3番の案件について、議席番号■■番■■委員が、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に該当いたしますので、1、2、4番の案件の審議の後、退席をお願いいたします。

それでは、1、2、4番の案件について、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局補佐）

それでは、ご説明いたします。

以降着座にてご説明いたします。

総会議案書1ページをお開きください。

1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は、田2筆、合計面積は、3,985㎡、位置図は3、4ページ、公図は、5ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊北総合支所から北へ約2.8kmに位置している過去に農業公共投資の対象となった農地でございます。

申請理由は、会社員で、耕作の意思もない譲渡人の要望に、以前から申請地を利用権設定により耕作していた譲受人が応じたものでございます。

申請地は、譲受人の[REDACTED]、譲受後は、水稻を栽培する予定でございます。贈与による所有権の移転となっております。

1ページに戻りまして、2番申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆、面積は、598㎡、位置図は6、7ページ、公図は、8ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線湯玉駅から南東へ約2kmに位置する、過去に農業公共投資の対象となった農地でございます。

申請理由は、高齢となり、農業後継者もない譲渡人の要望に、以前から申請地を利用権設定により耕作していた譲受人が応じたものでございます。

申請地は、譲受人の[REDACTED]の距離に位置しており、譲受後は、水稻を栽培する予定でございます。

売買による所有権の移転となっております。

総会議案書2ページをお開きください。

4番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は、畑5筆、合計面積は、40,442㎡、位置図は12、13ページ、公図は、14ページから20ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線滝部駅から南東へ約920mから1.2kmに位置する過去に農業公共投資の対象となった農地でございます。

申請理由は、高齢となり耕作が困難な譲渡人の要望に、飼料作物の栽培地を探していた譲受人が応じたものでございます。

申請地は、譲受人の[REDACTED]の距離に位置しており、譲受後は、飼料作物を栽培する予定でございます。

売買による所有権の移転となっております。

各譲受人は農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、1番及び4番の案件につきまして、議席番号17番 岩本憲慈委員、報告をお願いします。

岩本憲慈委員

おはようございます。議席番号17番の岩本です。

1番と4番の案件についてご報告いたします。

すぐる4月7日、事務局職員1名、農業委員1名、また4月8日に事務局職員1名、農業委員1名で現地を調査いたしました。

まず、1番の案件についてで、ございます。譲渡人は会社員で、耕作する意思がないことから、以前より利用権設定により耕作を続けております譲受人に贈与を申し出たもので、譲受人の ██████████ 取得後も引き続き、水稻の栽培を行う計画ですので何ら問題はないと思っております。

続きまして4番の案件についてご報告をいたします。譲受人は、酪農経営をしており、申請地周辺地において自給用の飼料を栽培しております。このたび、高齢のため営農が困難となり後継者もない譲渡人から譲渡しの申出があり、飼料作物の自給率向上を目的に申し出に応じて取得するものであります。飼料作物は譲受人が経営する法人に提供するため何ら問題がないと判断いたしました。

ご審議の程よろしく願いいたします。

議長（山田会長）

続きまして、2番の案件につきまして、議席番号8番 加藤ソメ委員、報告をお願いします。

加藤ソメ委員

議席番号8番の加藤です。2番の案件について、現地調査のご報告をいたします。

4月6日、事務局職員2名、農業委員2名とで現地調査を行いました。

以前から申請地は、利用権設定により譲受人が水田として耕作しており、現地にきれいに管理されておりました。高齢になり、農業後継者もない譲渡人の要望に応じたもので、譲受人は現在地域の中心的農業者で、家族の協力もあり営農しており、何ら問題がないと判断いたしました。

ご審議の程よろしくお願いたします。

議長（山田会長）

それでは、事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手され起立して議席番号及び氏名を述べられ、ご発言をお願いします。

金田委員

16番の金田です。確認なのですが4番の案件、経営面積ゼロで今回新たに借りるという所が気になるのですが。

議長（山田会長）

事務局、説明ができますか。

事務局（中川事務局補佐）

お答えいたします。

個人としての経営面積はゼロでございます。ただ、父親が所有の土地を譲受人が代表者である法人が利用権設定により、営農は行っておりますが、個人としてはゼロということになります。

以上でございます。

議長（山田会長）

ただいまの回答で、いかがですか。

金田委員

分かりました。

議長（山田会長）

よろしいですね。他にございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」、1、2、4番の案件について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案は、原案のとおり許可することと決しました。

それでは、3番の案件の審議に入りますので、議席番号■■■■番■■■■委員、退席をお願いします。

(該当委員 退室)

それでは、3番の案件について、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局補佐）

それでは、ご説明いたします。

総会議案書2ページをお開きください。

3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆、面積は、610㎡、位置図は9、10ページ、公図は、11ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所内日支所から南西へ約2.7kmに位置する過去に農業公共投資の対象となった農地でございます。

申請理由は、耕作及び管理が困難な譲渡人の要望に、甥である譲受人が応じたものでございます。申請地は、譲受人の■■■■■■■■■■の距離に位置しており、譲受後は、水稻を栽培する予定でございます。

売買による所有権の移転となっております。

譲受人は農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

それでは、3番の案件につきまして、議席番号7番 下田敏純委員、報告をお願いします。

下田敏純委員

おはようございます。7番の下田です。

4月7日、農業委員2名、事務局職員2名とで現地調査を行いました。

この農地は、利用権が結ばれておりまして水稻の耕作がされておりました。今回、合意解約がされて、管理ができない譲渡人が、甥で認定農業者である譲受人に売買で譲渡するものです。

譲受人は、認定農業者で機械等もしっかり揃えられており、農業をしっかりしていただけたと思います。

ご審議の程よろしくお願いたします。

議長（山田会長）

それでは、事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」、3番の案件について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案は、原案のとおり許可することと決しました。

それでは、 委員、着席をお願いします。

(退室委員 入室)

議長（山田会長）

次に日程第2「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可について」お諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局補佐）

ご説明いたします。

総会議案書21ページをお開きください。

1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、22、23ページ、公図は24ページで、土地利用計画図は25ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線梅ヶ峠駅から北東へ約250mに位置している「第3種農地」で、該当条文は、議案書記載のとおりでございます。

転用目的は、9台分の貸駐車場を整備するもので、申請理由につきましては、申請地周辺は、宅地化が進み、現在駐車場が不足しているとの相談を受けた申請者がこの度の計画に至ったものでございます。

本案件には、一体利用地はなく、計画面積は、土地利用計画からみて適当であると判断しています。また、本案件は、貸駐車場の整備を目的とした申請となっておりますので、8台分の駐車場申込書が提出されており、駐車場として利用されることが確実であると判断いたしました。

申請地には、隣接した農地はございません。汚水の発生はなく、雨水のみ、道路側溝又は農業用排水路以外の水路に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

なお、本案件は、追認案件で、平成20年2月頃から、駐車場として利用されていたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書の提出がなされております。

本件は、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号10番 田上光義委員、報告をお願いします。

田上光義委員

議席番号10番の田上です。おはようございます。

4月6日に、農業委員2名、事務局職員2名とで現地調査を行いました。

本件は、貸駐車場となっておりますけど、近隣住民の要望によりまして駐車場としたものでございます。

先ほどご説明にありましたとおり、3月に始末書が提出されております。なお、近隣がすべて宅地化されており、独立した土地となっております。雨水等は側溝が整備されております。9区画ありましたが、既に8区画は契約されており、支障のないものと判断します。

ご審議の程よろしく願いいたします。

議長（山田会長）

事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可について」、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認め、ただいま審議しました農地法第4条に係る案件について「許可」といたします。

議長（山田会長）

次に日程第3「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」お諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局補佐）

説明の前に総会議案書の訂正がございます。

備考欄の一体利用地を、「894番5」と記載しておりましたが、正しくは、「895番5」でございます。本日お配りいたしました、議案書の訂正書にてご確認を願います。申し訳ございませんでした。

それでは、ご説明いたします。

総会議案書、26ページをお開きください。

1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は27、28ページ、公図は29ページで、土地利用計画図は30ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から、南東へ約480mに位置している「第2種農地」となります。該当条文は、議案書記載のとおりでございます。

転用目的は、参拝者駐車場の敷地拡張を行うもので、申請理由につきましては、参拝者用の駐車場が不足しており、また、既存駐車場の進入路も狭く、車両等の通行に支障が生じていることから、この度の計画に至ったもので、県外に居住しており、管理が困難な譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。

寄付による所有権の移転となっております。

一体利用地の内1筆は、譲受人の所有地で、もう1筆は、譲渡人の所有地でございます。残りの一体利用地は、市道加工部分のみで、施工に必要な申請書が提出されており、確保は確実で、計画面積は、土地利用計画からみて適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、全て申請地よりも高い位置にあり、汚水の発生はなく、申請地からの雨水は、道路側溝へ、既存の駐車場からの雨水は、農業用排水路以外の水路から農業用排水路に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本案件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号11番 河本隆一委員、報告をお願いします。

河本隆一委員

議席番号11番の河本です。

4月7日、農業委員2名、事務局職員1名で現地を確認いたしました。

事務局から説明ありましたとおり、現在既存の駐車場があるのですが、進入路がとても狭く、車の進入が難しいということで、前々から困っていたようです。

今回寄付により農地を提供いただきますことで、申請地に新たに車の進入路をつけるということでございます。

周りの農地については、申請地よりも高く、農地に及ぼす影響はないと考えられます。なお、汚水の流出もありませんし、雨水については、農業用排水路以外に流すということで、問題はないと考えます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

事務局の説明及び地区委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

ただいま審議しました農地法第5条に係る案件について「許可」といたします。

議長（山田会長）

次に日程第4「議案第4号 現況確認について」をお諮りします。

事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局補佐）

ご説明いたします。

総会議案書 31 ページをお開きください。

1 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目、畑 1 筆、面積は、57 m²で、申請地の位置図は、32、33 ページ、公図は 34 ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊浦総合支所小串支所から北東へ約 730 m に位置する土地でございます。

令和 4 年 4 月 6 日に、農業委員 2 名、最適化推進委員 1 名と事務局職員 2 名で現地調査を行いました結果、申請地には、雑木や灌木等が繁茂した状況ではなかったことから、現況確認書交付事務取扱要領第 5 条各号に該当しないため、「農地」と確認しております。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

それでは、1 番の案件につきまして、議席番号 8 番 加藤ソメ委員、報告をお願いします。

加藤ソメ委員

議席番号 8 番の加藤です。

ただいまの案件について現地調査のご報告をいたします。

4 月 6 日、事務局職員 2 名、最適化推進員 1 名、農業委員 2 名で調査を行いました。

申請地は、線路沿いの三角形の土地で、管理はされていませんでしたが雑木等の繁茂がなく、「非農地」には該当しないと判断しました。

ご審議の程よろしく願いいたします。

議長（山田会長）

事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第 4 号 現況確認について」、1 番について、「農地」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長（山田会長）

次に日程第5「議案第5号農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

それでは、ご説明いたします。

総会議案書35ページをお開きください。

本案件は、農業振興地域整備計画の変更を行うにあたり、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、下関市長から農業委員会へ意見を求められたものでございます。

1番、申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は36、37ページ、公図は、38ページ、敷地平面図は、39ページ、空中線配置図は、40ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊田総合支所から北西へ約5.4kmに位置する農地でございます。計画変更の理由は、携帯電話無線基地局を設置するためでございます。本件は、農用地区域からの除外で、重要変更となります。

35ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は41、42ページ、公図は、43、44ページ、平面図は、45ページ、立面図は、46ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線長門二見駅から南東へ約2.2kmに位置する農地でございます。計画変更の理由は、こちらも携帯電話無線基地局を設置するためでございます。本件も、農用地区域からの除外で、重要変更となります。

35ページに戻りまして、3番、申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は、47、48ページ、公図は49ページ、土地利用計画図は50ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から北西へ約5kmに位置する、農地でございます。計画変更の理由は、農業用施設として農機具倉庫を建築するためでございます。本件は、農用地から農業用施設用地への「用途区分の変更」で、軽微な変更になります。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、地区委員に現地調査の結果の報告をお願いします。

1 番の案件について、私 議席番号 1 4 番の山田正信が報告いたします。

山田正信委員

1 4 番の山田です。

4 月 6 日、農業委員 2 名、事務局職員 1 名、で現地調査をいたしました。

申請概要は事務局から説明があったとおりでございます。

申請地周辺、及び周辺道路における携帯電話端末の品質向上のため、携帯基地局を設置するものでございます。建設地は居住区への見通しが確保でき、工事や管理が比較的容易であることから、当該地を選定したものでございます。やむを得ないと思えます。

よろしく、ご審議の程お願いいたします。

議長（山田会長）

次に、2 番の案件について、議席番号 1 7 番 岩本憲慈委員、報告をお願いします。

岩本憲慈委員

1 7 番の岩本です。

2 番の案件についてご報告いたします。

すぐる 4 月 7 日、事務局職員 1 名と農業委員 1 名で、また 4 月 8 日、事務局職員 1 名と農業委員 1 名で現地を調査いたしました。

農業振興地域整備計画の重要変更に関わる案件ですが、携帯電話無線基地局の設置でありまして、災害発生時の連絡体制の整備や地域住民の日常生活における利便性のために特に必要となるものですので、何ら問題はないと判断しております。

よろしく、ご審議の程お願いいたします。

議長（山田会長）

次に、3 番の案件について、議席番号 1 3 番 伊田喜弘委員、報告をお願いします。

伊田喜弘委員

1 3 番の伊田です。

3番について調査結果を報告いたします。

4月7日、事務局職員1名と農業委員2名で現地を調査いたしました。

申請人は、農機具収納施設建設を住居地に隣接する申請地に計画しました。

農業振興地域整備計画区域内であるため、計画の変更が必要となり本件の申請となりました。現地を調査いたしましたが、汚水の発生はなく周辺農地に与える影響は何もないことを確認いたしました。懸念すべき事項は全くないと考えます。

ご審議の程よろしくお願いたします。

議長（山田会長）

事務局の説明及び地区委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第5号農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」、「意見なし」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、「議案第5号農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」、「意見なし」とすることと決しましたので、その旨の意見を付して下関市長に送付します。

議長（山田会長）

次に、日程第6「議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をお諮りします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に、議席番号■■番 ■■■委員と■■番 ■■■委員が該当していますので、退席をお願いします。

（該当委員 退室）

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

議案の説明の前に議案書の訂正がございます。

設定面積の数値に間違いがありましたので、本日お配りした『総会議案書の訂正について【利用権設定】』の内容に修正をお願いいたします。

また、面積を修正したことにより、議案第6号関係資料の値も訂正が必要となりましたので、本日お配りしております『議案第6号関係資料【差し替え分】』

のとおり関係資料を差し替えさせていただきます。たいへん申し訳ありません。
それではご説明いたします。総会議案書51ページをお開きください。

1番、この案件は、令和4年4月28日公告予定分に係る決定でございます。
詳細につきましては、52ページから76ページの「1. 農用地利用集積計画
一覧表（令和4年4月28日公告予定分）」をご覧ください。

この案件は、利用権に係る決定です。

本日お配りいたしました、「議案第6号関係資料【差し替え分】」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、
期間別の一覧表をお示ししております。

いずれの案件も、計画内容は、「下関市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって、本議案については、原案のとおり決定しましたので、その旨を下関市長へ通知することといたします。

それでは、■■■■委員、■■■■委員、着席をお願いします。

（退室委員 入室）

議長（山田会長）

次に日程第7「議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

ご説明いたします。

総会議案書77ページをお開きください。

この案件は、農地中間管理機構が借受けた農地を、公募した借受け希望農家に配分するにあたり、下関市長から農用地利用配分計画に係る意見を求められたものでございます。

1番、内容につきましては、78ページから82ページの「1. 農用地利用配分計画（案）（下関区域分）」と、83ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況（下関区域分）」をご覧ください。別紙「議案第7号関係資料」に地区別の利用配分計画集計表をお示ししております。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第7号 農用地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農地利用配分計画に係る意見決定について」、原案のとおり「意見なし」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって、原案のとおり「意見なし」と決しましたので、その旨の意見を付して下関市長に送付します。

議長（山田会長）

次に日程第8「議案第8号 令和3年度利用状況調査に係る農地法第35条第1項の規定に基づく農地中間管理機構への通知について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

ご説明いたします。

農地法第30条に基づいて行う「農地利用状況調査」は、毎年1回、農業委員会が管内すべての農地の利用状況について調査を行うものになります。

調査の結果、遊休農地と判定された農地の所有者等に対しては「利用意向調査」を実施し、農地の利用意向を確認することとなっています。

利用意向調査の結果、農地の所有者から、農地中間管理事業を利用する意思がある旨の表明があったとき、農業振興地域内の農地については、農地法35条第1項の規定により、農地中間管理機構に対し、その旨を通知することとされてい

ます。

別紙議案第 8 号関係資料「令和 3 年度利用状況調査分利用意向調査結果」をご覧ください。令和 3 年度に実施した利用意向調査の現時点での結果をまとめたものでございます。裏面には、前回の総会時より現時点までの回答のあった状況でございます。

令和 3 年度第 1 2 回総会におきまして、利用意向調査を実施した合計、6 4 3 筆、7 2 5, 2 7 1 m²のうち、農地中間管理事業の利用希望があった農地は、回答区分①の 2 1 7 筆、2 5 3, 4 8 1 m²で、農地中間管理機構に通知いたしました。しかし、今回、新たに農地中間管理事業の利用希望があった農地、3 筆、3, 6 2 7 m²を加えて、回答区分①を、2 2 0 筆、2 5 7, 1 0 8 m²で集計したものでございます。

総会議案書 8 4、8 5 ページをお開きください。

したがいまして、今回、農地の所有者から、農地中間管理事業を利用する意思がある旨の表明があった、3 筆、3, 6 2 7 m²を農地中間管理機構へ、その旨通知するものでございます。

以上でございます

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第 8 号 令和 3 年度利用状況調査に係る農地法第 3 5 条第 1 項の規定に基づく農地中間管理機構への通知について」、賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって本議案は、原案のとおり決しましたので、農地中間管理機構へ通知することといたします。

審議事項はすべて終わりました。

議長（山田会長）

次に、日程第 9 「報告第 1 号」から、日程第 1 7 「報告第 9 号」までを一括して、事務局より報告を求めます。

事務局（岡部事務局次長）

ご報告いたします。

総会議案書86から89ページ、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、15件ございました。

90ページ、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について」は、5件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

91から93ページ、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について」は、11件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

94ページ、報告第4号「農地台帳への登録について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

96ページ、報告第5号「農地造成届について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。地区の農業委員による現地確認を行い、専決により、受理通知書を交付いたしました。

103ページ、報告第6号「農地造成期間延長願について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により、受理書を交付いたしました。

104から118ページ、報告第7号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、利用権で設定されていた賃貸借の合意解約が60件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

報告の前に議案書の訂正がございます。

総会議案書、120ページ、報告第8号7番の証明書の交付日、「令和4年4月7日」と記載しておりましたが、正しくは、「令和4年4月8日」でございます。申し訳ございませんでした。

それでは、ご報告いたします。

119、120ページ、報告第8号「農地の転用事実に関する証明について」は7件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、提出された書類にて農地以外である旨が確認できま

したので、証明書を交付いたしました。

申し訳ございません。報告第9号についても議案書の訂正がございます。

訂正箇所は、議案理由にあります、依命通知の文書番号で、正しい文書番号は、本日お配りしている、議案書の訂正書に記載しております。

それでは、ご報告いたします。

121ページ、報告第9号「下関市農業委員会農地利用最適化交付金事業事務処理要領の一部改正について」でございます。

本日お配りした報告第9号関係資料をあわせてご覧ください。

資料は、新旧対照表と改正後の事務処理要領をお配りしています。

本事務処理要領は、国の農地利用最適化交付金事業実施要綱に基づき実施しております農地利用最適化交付金事業の事務処理を補完するため、必要な事項を定めているものでございます。

国の実施要綱の一部改正が令和4年3月28日にございましたので、これに伴いまして、所要な事項を整備するため一部改正を行いました。

内容につきましては、国の実施要綱で定められた事項及び事業の変更に伴い不要となった事項につきましては、事務処理要領から削除し、目標の設定・取組み、報酬の対象活動、活動記録簿の様式等、所要な事項について整備したものでございます。この改正の施行日は令和4年4月1日でございます。

なお、農地の利用の最適化の推進に係る活動の変更点や活動記録簿の記載方法等につきましては、本日開催いたします農地利用最適化推進会議において、ご説明いたします。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の報告が終わりました。

ただいまの報告第1号から報告第9号までについて、ご意見、ご質問等はありませんか。

ないようですので、以上をもちまして「令和4年度第1回定例総会の閉会」を宣告いたします。

（終了時刻10時24分）

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....